特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県高島市長

公表日

令和7年6月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	固定資産税関係事務					
	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。					
	納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)					
	税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。					
	課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。					
②事務の概要	市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。					
	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。					
	①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税義務者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。 (地方税法第383条 等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条)					
	④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等)					
	⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等)					
	⑥高島市税条例第2章第2節に規定された業務および機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供・移転を行う。 ②公金受取口座情報を活用した還付。					
③システムの名称	固定資産税システム、家屋評価システム、収納管理システム、中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、家屋台帳ファイル、収納情報ファイル

3. 個人番号の利用 ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) - 第9条(利用範囲) - <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5,7,11,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,120,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項)・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)
5. 評価実施機関における	担 <mark>当部署</mark>
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	総務部 税務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8116
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]	れ重点項目評価書ん	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシン	ステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	表(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じ	た提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	①特定位 ・住ステム ②特的限位 ・二50 ・二50 ・二50 ・二50 ・二50 ・二50 ・二50 ・二50	固人情報の入手にお本台帳ネットワークジンの認証、監査、証跡の人情報の使用においるい者による不正例のない者による不正例認証やユーザIDによる利用を防止してい	けるリスク対システムから、機能リスクがらり、機能リスクがらいまり、 番号利用 乗り はいる まま かいま まま かいま といい ない いい はい いい はい いい いい いい いい いい いい いい いい いい	課税対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳ネットワーク 特定の権限者以外の操作を防止している。		

9. 監	査							
実施の	D有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査]	〕外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発								
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている	
11. 責	最も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は	は重点項目評価を	き実施する
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ	<選択 1) 2) 3) 4) 5) 7) () () () () () () () () () () () () ()	種限のない者によって	れるリスク・ 事務に使り で使用るリステム・ システム・ ・、滅失・	への対策 要のない情報 用されるリスク リスクへの対策 くクへの対策 通じて目的対 通じて不正な	との紐付けが行 フへの対策 策 _{委託や情報提供ネ} への入手が行わ 提供が行われ	ットワークシステムを通じ れるリスクへの対き	た提供を除く。)
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であっ 3) 課題が残	入れている る	
	判断の根拠	固定資産ウィルス	全管理措置 産税システムへのアク 対策ソフトウェアの導 トワークと遮断された	入		認証		

変更簡所

変更箇		+ -	*** *	Am a treat time	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署②所属長	税務課長 岩松 充司	税務課長 井上 昌司	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関名	高島市役所	高島市長	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、家屋評価システム、収納 管理システム	固定資産税システム、家屋評価システム、収納 管理システム、中間サーバー	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号	1. 番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦課 徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調 査を含む)に関する事務でであって主務省令 (※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号) 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号) 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法 は第28号)により地方税法、国税通則法、所得 税法の一部が改正され、税務関係書類に個人 番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	(情報提供) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)(情報照会)・番号法第19条第7号および別表第二の第一欄(情報提)が「地方税法その他の地方税に関する法律の当時による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署②所属長	税務課長 井上 昌司	税務課長 前川 一善	事後	
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署②所属長	税務課長 前川 一善	課長	事後	
平成31年3月8日	Ⅳ リスク対策	_	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年5月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先		総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市 新旭町北畑565番地 0740-25-8000	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数	平成27年3月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	T キハ値判断項目	平成27年3月1日	令和3年4月1日	事後	
	I -4.②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変
令和6年4月1日	I-7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番 地 0740-25-8000	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番 地 0740-25-8538	事後	100日ワムソ以上に円川た冬

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 の概要	き、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税をすべて納付するものである。(地方税をすべて納付するものである。(地方税をすべて納付するものである。(地方税をすべて納付するものである。(地方税をするに登録することとなり(地方税をするに登録することとなりにより第2となりにより第2となりにより第2ととなりにより第2ととなりにより第2ととなりに表第403条第1項)、その課税標準にといる。課税標準価格に不服がある場合は、固定資でき、一般に表別を表別では、通常3年の登録事項に関しては、通常3年に告示が行われ、評価替えを実施している。市町村においては、上記に基づき、土地・家資の管理台帳を作成し、それら固定資産の管理台帳を作成し、それら固定資	産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。課税標準価格に不服がある場合は、固定資でき、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。		
令和6年4月1日	1. 思速性起 1. 性空压 1. 性起	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税義務者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条等) ⑥高島市税条例第2章第2節に規定された業務および機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供・移転を行う。	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税義務者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条 等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条 等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条 等) ⑥高島市税条例第2章第2節に規定された業務および機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供・移転を行う。 ⑦公金受取口座情報を活用した還付。		
令和6年4月1日		欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第 二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関 する法律に基づく条例による地方税の賦課徴 収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため	(情報照会) ・番号法第19条第8号および別表第二の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条		
令和7年4月1日	利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務でであって主務省令(※)で定めるもの※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令の主の番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠 > 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネット	40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、22条、22条、21条、22条、23条。24条。25条、26条の3、28条、31条、34、28条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34、28条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34、31条、34、34、34、34、34、34、34、34、34、34、34、34、34、	98, 106, 108, 115, 120, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の頃。		
令和7年4月1日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である ■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手におけるリスク対策 ・住民基本台帳ネットワークシステムから課税 対象者情報を入手する場合は、住民基本台帳 ネットワークシステムの認証、監査、証跡機能により、特定の権限者以外の操作を防止している。 ②特定個人情報の使用におけるリスク対策 ・目的外の紐付け防止:個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。 ③権限のない者による不正使用防止 ・二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。		
令和7年4月1日	IV リスク対策 11.最も優先 度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 技術的安全管理措置 ・固定資産税システムへのアクセス時における 二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク		